

議案第37号

上越市子どもの権利に関する条例及び上越市子ども・子育て会議条例の一部改正について

上越市子どもの権利に関する条例及び上越市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

上越市子どもの権利に関する条例及び上越市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(上越市子どもの権利に関する条例の一部改正)

第1条 上越市子どもの権利に関する条例(平成20年上越市条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 子どもの権利の尊重及び保障に関する施策等(第15条—第18条)
第5章 上越市子どもの権利委員会(第19条—第23条)」

を削る。

第4章及び第5章を削る。

(上越市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 上越市子ども・子育て会議条例(平成25年上越市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 上越市子どもの権利に関する条例(平成20年上越市条例第4号)第1条に規定する目的の達成のために取り組む施策の実施状況を調査審議すること。

第3条中「20人」を「23人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 上越市子ども・子育て会議を組織する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。